

勵すべきよし仰下され、勘定納戸の頭には萬事浮費を省き、國用をして空乏に至らしむべからざるむね命せられ、目付の徒には儉素の事まば／＼令し下さる、といへども、もし遵行せざるものあらば、糺彈して聞えあぐべしとなり、かくとり／＼に面命ありし上にも、猶御心を用ひられ、諸事實素に掟させ玉ひしかば、非常の大災ありし後も、帑藏充實して財貨の耗竭する事なく、統御三十の間、上下殷富して、萬民みな徳化の内に鼓舞しけるとぞ。

〔明良洪範續篇^四〕或時大火有シ後ニ増上寺ノ龍鐘モ其餘煙ニカ、リテ響キアシク成タル故鑄直シ申スベキノ所此節御儉約ノ時節ナレバ、彼是ト奉行中ヨリ存寄ヲ申立ラレシニ、但馬守士^〇直數聞テ儉約ハ天下ノ法令ナレドモ、鐘ナドハ末代ニ殘ル者ナレバ改メラルベシ、無益ノ事ニハ毛末モ厭フベキ也、但シ後代ノ戒メニモ、九ノ乳ハナクテモ有ナン、唯其形ヲ替テ九ノ乳ヲハ彫ラセヨ、響ハ九ノ乳ニハ因ベカラズト下知有シ、

〔雨窓閑話〕本多流髪^井家風の事

一世上に本多風と云ふ髪^井の結ひかたあり、是は昔本多中務大輔忠勝侯、家中の風儀を定め給ふとぞ、諸士より下々足輕^井中間迄も、髪を前七分、後へ三分と厚さを定めて、紙をこよりに捻り、七つづ、巻きて髻を結ぶなり、是を本多風といたすぞ、いま異様の髪をして、本多風と云ふは、大にあやまれり、今に忠勝侯の子孫は、是を慕ひ學ぶ中にも、本多彈正少弼殿家には、めんみつに是を守り、棒刀卷下緒とて、三尺許の長刀、少しもそりなきを、くり形の上下へ下緒をきり／＼と巻き留めて、是を帶し給ふ、著類は本多柿白裏也、^{本多柿、差洗柿、郡山染とも云ふ、中頃本多大内記、郡山に住居の時、多く世上へ染め出だす故、郡山染ともいふ、}勿論裏表とも木綿にして、其仕立様は、節出し行短といひて、丈を短くして、足の踝の出づる様にし、ゆきも短く、立ち振舞仕能きやうにどの仕立也、腰物拵は、塗鮫茶糸、無地、鍔赤銅、目貫縁同じく石目頭は、角の一文字卷懸鞆は、袖はだた、き、甲斐の口黒下げ緒也、平日質素第一にして、武役